

香川県報



第 10 号
平成 16 年
2 月 6 日(金曜日)

目次

告 示

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

- 有害図書 の 指定 (青少年・男女共同参画課) 一
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請 (環境管理課) 二
 - 生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定 (健康福祉総務課) 七
 - 生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出 ()
 - 生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定 ()
 - 生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出 ()
 - 漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生のための同意の認定 (水産課) 八
 - 土地収用法の規定による事業の認定 (土木監理課) 九
 - 道路の区域変更 (三件) (道路保全課)
 - 道路の供用開始 (二件) ()
 - 道路の位置指定 (五件) (建築課)
 - 昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部改正 (審査課) 一一
- 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民参画課) 一二
 - 特定計量器定期検査の実施 (計量検定所) 一三
 - 公共測量の実施の通知 (土木監理課) 一五
 - 公共測量の終了の通知 ()

○発行行為に関する工事の完了

教育委員会告示

○第六十九回香川県美術展覧会の会場、会期その他の出品に関し必要な事項
人事委員会規則

●一般職の任期付職員の採用等に関する規則

告 示

●香川県告示第四十六号

香川県青少年保護育成条例（昭和二十七年香川県条例第二十二号）第八条第二項の規定により、次の図書を青少年の福祉を阻害するものとして指定した。
平成十六年二月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| 指定番号 | 指定年月日 | 種別 | 図 書 名 | 雑誌コード | 発行所名 | 指定理由 |
|------|------------|----|--|----------|---------|--|
| 1 | 平成十六年一月三十日 | 雑誌 | BURST vol.74 2月号 | 17483-2 | ㈱コアマガジン | 内容が著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがある。 |
| 2 | | " | 実話ダイナマイト 第4号 @BUKKA 2月号増刊 | 11538-2 | " | |
| 3 | | " | URURU vol.24 ホイップ2月号増刊うるっ! | 08170-2 | " | |
| 4 | | " | お宝ガールズベストセレクション10 お宝ガールズ2月号増刊 | 02258-2 | " | |
| 5 | | " | Street SUGAR Special MAGAZINEVOL.28 Mazing Bang! 2月号増刊 | 18386-02 | ㈱サン出版 | |
| 6 | | " | Street SUGAR VOL.276 2月号 | 04167-02 | " | |
| 7 | | " | ビデオボーイ No.238 2月号 | 07679-2 | 英知出版㈱ | |
| 8 | | " | Candybox | 61810-76 | " | |

| | | | | | |
|----|-------|--|----------|-----------------|--|
| 9 | “ | KETAI BANDITS vol. 32 2月号 | 13319—2 | ミッドオン出版(株) | |
| 10 | “ | 別冊 GON 1 #33 2月号 | 18185—2 | “ | |
| 11 | “ | Celeb girls Vol. 010 コーナーB組2月号増刊 | 11804—02 | (株)マガジン・マガジン | |
| 12 | “ | コミック June VOL. 35 2月号 | 03843—02 | “ | |
| 13 | “ | Cream No. 139 2月号 | 03299—2 | ワイルド出版(株) | |
| 14 | “ | メルヘンエンカウンター VOL.1 オレンジ通信2月号増刊 | 02190—2 | (株)東京三世社 | |
| 15 | “ | PENTHOUSE JAPAN 2月号 | 07933—2 | (株)ぶんか社 | |
| 16 | “ | ザ・ベスト MAGAZINE No.237 2月号 | 14003—2 | (株)ベストセラーズ | |
| 17 | コミック誌 | ポプリクアラザ 2月号 | 13865—2 | (株)晋遊舎 | |
| 18 | 雑誌 | 薔薇族 NO. 373 2月号 | 07581—2 | (株)第二書房 | |
| 19 | “ | 裏モノ JAPAN 2月号 | 01805—2 | 鉄人社 | |
| 20 | “ | VAMP 1 VOL.2 Windows100%2月号増刊 | 11864—2 | (株)マックスコーポレーション | |

●香川県告示第四十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第一百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく

事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。
平成十六年二月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名
香川県直島町4049番地の1
三菱マテリアル株式会社直島製錬所
直島製錬所長 武藤達家
- (2) 事業場の所在地及び名称
香川県直島町4049番地の1
三菱マテリアル株式会社直島製錬所
- (3) 特定施設に関する事項

| 種 類 | 非鉄金属製造業の用に供する還元槽 | |
|---------------------|--|-----|
| 能 力 | (既設) 還元槽A—1—1 25m ³ 1基 (新設) 還元槽A—1—2 41m ³ 1基 | |
| 工 期 | 許可後 | |
| 等 | 着工後 | |
| 使用時間間隔及び1日使用時間の使用時間 | 完成後 | |
| 排出される汚水等の汚染状態 | 24時間連続使用 | |
| 項目 | 通 常 | 最 大 |
| 水素イオン濃度 | 0 | 0 |
| 化学的酸素要求量 (mg/ℓ) | 400 | 500 |
| 浮遊物質質量 (mg/ℓ) | 250 | 500 |
| 窒素含有量 (mg/ℓ) | <1 | 2 |
| りん含有量 (mg/ℓ) | <0.1 | 0.2 |

| | | | |
|-------------------------------|---------------------|-------|-------|
| 排出される汚水等の量(m ³ /日) | カドミウム及びその化合物 (mg/ℓ) | < 1 | 2 |
| | 鉛及びその化合物 (mg/ℓ) | < 1 | 2 |
| | 砒素及びその化合物 (mg/ℓ) | 1,500 | 3,000 |
| | 銅含有量 (mg/ℓ) | 1,200 | 1,800 |
| | 亜鉛含有量 (mg/ℓ) | < 1 | 2 |
| 排出される汚水等の量(m ³ /日) | | 26 | 45 |

| | | | |
|---------------------|--|-------|-------|
| 種 類 | 非鉄金属製造業の用に供する還元槽 | 変 更 前 | 変 更 後 |
| | | 通 常 | 最 大 |
| 能 力 | (変更) 還元槽 A-2-1 25m ³ 1基 (変更) 還元槽 A-2-2 27m ³ 1基 | 0~1 | 0 |
| | | 400 | 400 |
| 工 期 | 工事着手予定年月日 工事完成予定年月日 使用開始予定年月日 | 0~1 | 0 |
| | | 250 | 500 |
| 等 | 使用時間間隔及び1日当たり の使用時間 | < 1 | < 1 |
| | | 2 | 2 |
| 排出される汚水等の汚染状態 | 項目 | 0~1 | 0 |
| | | 400 | 400 |
| 化学的酸素要求量 (mg/ℓ) | 250 | 500 | 500 |
| | | 250 | 500 |
| 浮遊物質 (mg/ℓ) | 2 | < 1 | < 1 |
| | | 2 | 2 |
| 窒素含有量 (mg/ℓ) | 2 | < 0.1 | < 0.1 |
| | | 0.2 | 0.2 |
| りん含有量 (mg/ℓ) | 2 | < 0.1 | < 0.1 |
| | | 0.2 | 0.2 |
| カドミウム及びその化合物 (mg/ℓ) | 2 | < 1 | < 1 |
| | | 4 | 2 |

| | | | | | |
|-------------------------------|-------------------------------|-----|-------|-------|-------|
| 排出される汚水等の量(m ³ /日) | 鉛及びその化合物 (mg/ℓ) | 50 | 100 | < 1 | 2 |
| | 砒素及びその化合物 (mg/ℓ) | 600 | 1,300 | 1,500 | 3,000 |
| | 銅含有量 (mg/ℓ) | 6 | 13 | 350 | 700 |
| | 亜鉛含有量 (mg/ℓ) | 6 | 13 | < 1 | 2 |
| | 排出される汚水等の量(m ³ /日) | 30 | 50 | 26 | 45 |

| | | | |
|-------------------------------|-------------------------------------|--|--|
| 種 類 | 非鉄金属製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 | ① (新設) 廃ガス洗浄施設 200N m ³ /分 1基 | ② (新設) 廃ガス洗浄施設 100N m ³ /分 1基 |
| | | 許可後 | 着工後 |
| 工 期 | 工事着手予定年月日 工事完成予定年月日 使用開始予定年月日 | 許可後 | 着工後 |
| | | 完成後 | 完成後 |
| 等 | 使用時間間隔及び1日当たり の使用時間 | 24時間連続使用 | 24時間連続使用 |
| | | 24時間連続使用 | 24時間連続使用 |
| 排出される汚水等の量(m ³ /日) | 通 常 | 最大 | 最大 |
| | | 1 | 1 |
| ①×1基 | 0.5 | 0.5 | 0.5 |
| | | 0.25 | 0.5 |

特定施設の使用の方法について参考となるべき事項
汚水等は、既設特定施設(還元槽B)に入る。

| | | | |
|-----|------------------------|---|---|
| 種 類 | 非鉄金属製造業の用に供する湿式集じん施設 | ① (変更) 湿式集じん器 130N m ³ /分 1基 | ② (変更) 湿式集じん器 750N m ³ /分 1基 |
| | | 許可後 | 着工後 |
| 工 期 | 工事着手予定年月日 工事完成予定年月日 | 許可後 | 着工後 |
| | | 許可後 | 着工後 |

| | | | | |
|---|--------------------|------------------------------|------|-----|
| 等 | 使用開始予定年月日 | 完成後 | | |
| 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 | 24時間連続使用 | | | |
| 排出される汚水等の量(m ³ /日) (廃ガス洗浄施設として) | 通 | 常 | 最 | 大 |
| | | 4 | | 5 |
| 特定施設の使用方法について参考となるべき事項 汚水等は、既設特定施設(廃ガス洗浄施設)の量に含まれ、新設特定施設(還元槽D)に入る。 | | | | |
| 種 | 類 | 非鉄金属製造業の用に供する還元槽 | | |
| 能 | 力 | (新設)還元槽D 60m ³ 1基 | | |
| 工 | 工事着手予定年月日 | 許可後 | | |
| 期 | 工事完成予定年月日 | 着工後 | | |
| 等 | 使用開始予定年月日 | 完成後 | | |
| 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 | 24時間連続使用 | | | |
| 排出される汚水等の汚染状態 | 項目 | 通 | 常 | 最 |
| | 水素イオン濃度 | | 0~1 | 大 |
| | 化学的酸素要求量(mg/ℓ) | | 400 | 500 |
| | 浮遊物質(mg/ℓ) | | 250 | 500 |
| | 窒素含有量(mg/ℓ) | | <1 | 2 |
| | りん含有量(mg/ℓ) | | <0.1 | 0.2 |
| | カドミウム及びその化合物(mg/ℓ) | | <1 | 2 |
| | 鉛及びその化合物(mg/ℓ) | | <1 | 2 |
| | 砒素及びその化合物(mg/ℓ) | | <1 | 2 |

| | | | | |
|-------------------------------|--|---|------|------|
| | 銅含有量(mg/ℓ) | <1 | | 2 |
| | 亜鉛含有量(mg/ℓ) | <1 | | 2 |
| 排出される汚水等の量(m ³ /日) | | 30 | | 50 |
| 種 | 類 | 非鉄金属製造業の用に供する還元槽 | | |
| 能 | 力 | ① (新設)還元槽E 10m ³ 1基 ② (新設)還元槽F 0.5m ³ 1基 ③ (新設)還元槽H 0.8m ³ 3基 ④ (新設)還元槽I 8m ³ 1基 ⑤ (新設)還元槽J 8m ³ 1基 ⑥ (新設)還元槽K 3m ³ 1基 | | |
| 工 | 工事着手予定年月日 | 許可後 | | |
| 期 | 工事完成予定年月日 | 着工後 | | |
| 等 | 使用開始予定年月日 | 完成後 | | |
| 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 | ①、②、③：24時間連続使用 ④：9時間連続、1日14時間使用 ⑤、⑥：8時間連続、1日12時間使用 | | | |
| 排出される汚水等の汚染状態 | 項目 | 通 | 常 | 最 |
| | 水素イオン濃度 | | 2~3 | 大 |
| | 化学的酸素要求量(mg/ℓ) | | 200 | 500 |
| | 浮遊物質(mg/ℓ) | | 50 | 500 |
| | 窒素含有量(mg/ℓ) | | <1 | 2 |
| | りん含有量(mg/ℓ) | | <0.1 | 0.2 |
| 排出される汚水等の量(m ³ /日) | ①×1基 | 0.01 | | 0.02 |
| | ②×1基 | 0.01 | | 0.02 |

| | | | |
|--|------|-----|-----|
| | ③×3基 | 0 | 0.8 |
| | ④×1基 | 5.3 | 8.6 |
| | ⑤×1基 | 5.3 | 8.6 |
| | ⑥×1基 | 3.8 | 6.1 |

種 類 非鉄金属製造業の用に供する還元槽

能 力 (新設) 還元槽G 0.7㎡ 1基

工 期 工事着手予定年月日 許可後

等 工事完成予定年月日 着工後

使用時間間隔及び1日
使用時間の使用時間 16時間連続使用

排出される項目 通常 最大

| | | | |
|-------------------|-----------------|--------|--------|
| 排出される汚水等の汚染状態 | 水素イオン濃度 | 6～7 | 6～7 |
| | 化学的酸素要求量 (mg/ℓ) | 200 | 500 |
| | 浮遊物質質量 (mg/ℓ) | 50 | 500 |
| | 窒素含有量 (mg/ℓ) | 10,500 | 21,000 |
| | りん含有量 (mg/ℓ) | <0.1 | 0.2 |
| 排出される汚水等の量 (m³/日) | 0.25 | 0.5 | |

種 類 非鉄金属製造業の用に供する廃カス洗浄施設

能 力 (新設) 廃カス洗浄施設 100N m³/分 1基

工 期 工事着手予定年月日 許可後

等 工事完成予定年月日 着工後

| | | | |
|---|-------------------------|----------|------|
| 等 | 使用開始予定年月日 | 完成後 | |
| | 使用時間間隔及び1日 使用時間の使用時間 | 24時間連続使用 | |
| | 排出される汚水等の量 (m³/日) | 通常 0.5 | 最大 1 |

特定施設の使用の方法について参考となるべき事項
汚水等は、既設特定施設 (還元槽B) に入る。

種 類 非鉄金属製造業の用に供する還元槽

能 力 (新設) 還元槽G 0.7㎡ 1基

工 期 工事着手予定年月日 許可後

等 工事完成予定年月日 着工後

使用時間間隔及び1日
使用時間の使用時間 16時間連続使用

排出される項目 通常 最大

| | | | |
|-------------------|-----------------|--------|--------|
| 排出される汚水等の汚染状態 | 水素イオン濃度 | 6～7 | 6～7 |
| | 化学的酸素要求量 (mg/ℓ) | 200 | 500 |
| | 浮遊物質質量 (mg/ℓ) | 50 | 500 |
| | 窒素含有量 (mg/ℓ) | 10,500 | 21,000 |
| | りん含有量 (mg/ℓ) | <0.1 | 0.2 |
| 排出される汚水等の量 (m³/日) | 0.25 | 0.5 | |

種 類 非鉄金属製造業の用に供する電解施設

能 力 (変更) 銅電解槽 10m³ 88基

| | | | | |
|--------------------------------|-----------------|----------|-----|-----|
| 工 期 | 工事着手予定年月日 | 許可後 | | |
| | 工事完成予定年月日 | 着工後 | | |
| 等 | 使用開始予定年月日 | 完成後 | | |
| 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 | | 24時間連続使用 | | |
| 排出される汚染状態 | 項目 | 通 | 常 | 最 大 |
| | 水素イオン濃度 | | 0 | 0 |
| | 化学的酸素要求量 (mg/ℓ) | | 100 | 150 |
| | 浮遊物質質量 (mg/ℓ) | | 1 | 20 |
| | 鉛及びその化合物 (mg/ℓ) | | 45 | 50 |
| | 銅含有量 (mg/ℓ) | | 14 | 20 |
| 排出される汚水等の量 (m ³ /日) | | 0 | | 0 |

特定施設の使用方法について参考となるべき事項
鉛電解槽を銅電解槽に変更して使用する。なお、スライムに付着する電解液は、次工程でろ過後、電解液として再利用する。

(参考)

| | | | | |
|--------------------|-----------|------------------|-----|-----|
| 種 類 | 力 | 非鉄金属製造業の用に供する還元槽 | | |
| 工 期 | 工事着手予定年月日 | 既設 | | |
| | 工事完成予定年月日 | 既設 | | |
| 等 | 使用開始予定年月日 | 既設 | | |
| 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 | | 8時間連続使用 | | |
| 排出される汚水等 | 項目 | 通 | 常 | 最 大 |
| | 水素イオン濃度 | | 2～3 | 2～3 |

| | | | |
|--------------------------------|----------------------|-------|-----|
| の汚染状態 | 化学的酸素要求量 (mg/ℓ) | 200 | 500 |
| | 浮遊物質質量 (mg/ℓ) | 50 | 100 |
| | 窒素含有量 (mg/ℓ) | 250 | 500 |
| | りん含有量 (mg/ℓ) | <0.1 | 0.2 |
| | カドミウム及び鉛その化合物 (mg/ℓ) | 0.006 | 0.1 |
| | 鉛及びその化合物 (mg/ℓ) | 0.02 | 1 |
| の汚染状態 | 砒素及びその化合物 (mg/ℓ) | 0.01 | 0.5 |
| | 銅含有量 (mg/ℓ) | 100 | 200 |
| | 亜鉛含有量 (mg/ℓ) | 200 | 400 |
| 排出される汚水等の量 (m ³ /日) | | 20 | 50 |

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水の系統に関する事項

各排水口の汚染状態及び量に変更はない。

(備考)

今回の許可申請は、貴金属製錬施設において銅電解スライムの処理方法を変更することに伴い、特定施設の設置、使用方法の変更及び既設特定施設の廃止を行うものである。各排水口の汚染状態及び量に変更はないため、当該工場から排出される排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成16年2月6日から

平成16年2月27日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

直島町企画環境課

●香川県告示第四十八号
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成十六年二月六日

| | | | |
|-----------|---------|-------|----------------------------------|
| 指定年月日 | 名称 | 開設者 | 所在地 |
| 平成一六、一、一 | 松山医院 | 松山 清志 | 綾歌郡宇多津町二〇三四番地一 |
| 平成一五、一二、一 | さくら歯科医院 | 山岡 林造 | 仲多度郡多度津町北鴨二丁目一〇番一号イオンタウン多度津SC A一 |

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第四十九号
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。
平成十六年二月六日

| | | | |
|------------|------|------|--------------|
| 廃止年月日 | 名称 | 開設者 | 所在地 |
| 平成一五、一二、三一 | 松山医院 | 松山 宏 | 綾歌郡宇多津町二〇三四一 |

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第五十号
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成十六年二月六日

| | | | |
|-------|-----------------|-------------------------|---------|
| 指定年月日 | 事業所（施設）の名称及び所在地 | 事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地 | サービスの種類 |
| | | 香川県知事 真 鍋 武 紀 | |

平成一六、一、一
医療法人社団みどり会加藤病院
仲多度郡多度津町寿町七番三号
医療法人社団みどり会
仲多度郡多度津町寿町七番三号
短期入所療養介護
介護療養型医療施設

| | | | |
|------------|------------------------------|----------------------------|---------------------------------|
| 平成一五、一二、二〇 | 介護ショップほほえみ 善通寺市中村町二〇八二番地四 | 株式会社小片建設 善通寺市中村町一九三七番地二 | 福祉用具貸与 |
| 平成一四、四、一 | さぬき市民病院 さぬき市寒川町石田東甲三八七番地一 | さぬき市 さぬき市志度五三八五番地八 | 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 |

●香川県告示第五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。
平成十六年二月六日

| | | | |
|-----------|-------------------------------|-----------------------------|---------------------------------|
| 廃止年月日 | 事業所（施設）の名称及び所在地 | 事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地 | サービスの種類 |
| 平成一五、一二、一 | 指定居宅介護支援事業所小山荘 坂出市小山町一番六二号 | 医療法人社団おりゆう会 坂出市小山町一番六〇号 | 居宅介護支援 |
| 平成一四、三、三一 | 大川総合病院 大川郡寒川町石田東甲三八七番地 | 大川総合病院組合 大川郡寒川町石田東甲三八七番地 | 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 |

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第五十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、仁尾加入区について同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので告示する。

平成十六年二月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第五十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十六年二月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 起業者の名称

飯山町

二 事業の種類

三谷地区農業集落排水事業による汚水処理施設建設工事及びこれに伴う附帯事業

三 起業地

1 収用の部分

綾歌郡飯山町東坂元字河内地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

平成十五年十二月二十六日に飯山町より申請のあった三谷地区農業集落排水事業による汚水処理施設建設工事及びこれに伴う附帯事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

1 土地収用法第二十条第一号の要件への適合性について

本件事業のうち、三谷地区農業集落排水事業による汚水処理施設建設工事は、土地収用法第三条第三十一号に掲げる事業に該当する。また、附帯事業は、町道から汚水処理施設に接続するための進入道路を設置するものであり、土地収用法第三条第三十五号に掲げる事業に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 土地収用法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業は、農林水産省の農業集落排水資源循環統合補助事業の採択を受けており、また、起業者である飯山町は、既に用地取得に必要な財源措置を講じているので、土地収用法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 土地収用法第二十条第三号の要件への適合性について

① 近年、農村地域では、生活様式の高制度化、農業生産様式の変貌等、農業及び農村を取り巻く状況の変化により、農業用排水の汚濁が進行し、農作物の育成障害、土地改良施設の維持管理費の増大、悪臭の発生等、農業生産環境及び農村生活環境の両面に大きな問題が生じている。

飯山町ではこのような状況に対処するために、平成三年度に農業集落排水事業飯山地区基本計画を策定（平成十四年度香川全県域生活排水処理構想で一部見直し）し、農村部を六地区にわけて農業集落排水事業を実施することとしている。

本件事業は、この基本計画の一環として、三谷地区において、処理対象人口を二、一四〇人に設定し、一日平均五七八立方メートルの汚水を浄化する汚水処理施設を建設しようとするものである。

本件事業の施工により、当該地区の農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村生活環境の改善が図れることから、本件事業の施工により得られる利益は相当程度高いものと認められる。

② 一方、本件事業の施工により失われる利益としては、周辺環境への影響が考えられるが、悪臭の発生等の二次公害防止に配慮した施設構造を採用していることから、周辺環境への影響は小さいと考えられる。

よって、本件事業の施工により失われる利益は軽微であると認められる。

③ 本件事業の起業地の選定に当たっては、社会的、技術的、経済的見地から三案の候補地の比較検討を行い、最も適切な案を採用していると認められる。

また、起業地の範囲は、事業の実施に必要な最小限の範囲に限定されていると認められる。

④ ①から③に述べたことから、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 土地収用法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業は、農業及び農村の健全な発展にとって必要不可欠な農業用排水の水質を保全し、農村生活環境の改善を図るため計画されたものであり、土地を収用又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までにおいて述べたように、本件事業は土地収用法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第二十条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

五 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

飯山町上下水道課

●香川県告示第五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年二月六日から同月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年二月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（主要地方道）

二 路線名 国分寺琴南線（三十九号）

三 道路の区域

| 区 間 | | 変 更 前後別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|-------------------------------|---|------------|-----------------|---------------|-------------------------------|
| 仲多度郡琴南町大字川東字藤川三 五四番一地先から | 前 | 七・〇 | 五〇・〇 | 三三二〇 | 地方特定道 路整備工事 に伴う現道 拡幅 |
| 仲多度郡琴南町大字川東字焼尾五 一一番五五八地先まで | 後 | 二五・四 | 二五・四 | 三三二〇 | |

五〇・八

●香川県告示第五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年二月六日から同月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年二月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（主要地方道）

二 路線名 三木牟礼線（三十八号）

三 道路の区域

| 区 間 | | 変 更 前後別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|----------------------------|---|------------|-----------------|---------------|--------------------------|
| 木田郡三木町大字井上字池下七〇 四番一地先から | 前 | 九・〇 | 一一・二 | 三九〇 | 緊急地方道 路整備工事 (歩道新設) |
| 木田郡三木町大字井上字池下七二 一番一地先まで | 後 | 一〇・七 | 一九・三 | 三九〇 | |

●香川県告示第五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年二月六日から同月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年二月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（一般）

二 路線名 三都港平木線（二百五十号）

三 道路の区域

| 区 間 | 変 更 前後別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|--|------------|-----------------|---------------|------------------------|
| 小豆郡池田町大字池田字平木九八 四番一九地先から 小豆郡池田町大字池田字平木九八 四番一八地先まで | 前 | 七・四 二六・一 | 四四 | 道路改修工 事による交 差点改良 |
| | 後 | 八・〇 三五・八 | 四四 | |

●香川県告示第五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年二月六日から同月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年二月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 塩江屋島西線（三十号）
- 三 道路の区域

| 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|---|-----------------|---------------|---|
| 香川郡塩江町大字安原上字小田一六四六番 三七地先から 香川郡塩江町大字安原上字小田一〇三六番 三地先まで | 九・五 三五・〇 | 一二五 | 平成十四年 香川県告示 第五百九十 九号で変更 した区域の 一部 |

四 供用開始の期日 平成十六年二月六日

●香川県告示第五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年二月六日から同月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年二月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 高松香川線（二百八十号）
- 三 道路の区域

| 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|---|-----------------|---------------|--|
| 香川郡香川町大字浅野字伽羅土二二〇二番 三地先から 香川郡香川町大字浅野字伽羅土二二九三番 二五地先まで | 一〇・一 二〇・七 | 一〇六 | 平成十四年 香川県告示 第四百六十 四号で変更 した区域 |

四 供用開始の期日 平成十六年二月六日

●香川県告示第五十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年二月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指 定 番 号 建築指道 第九号
- 二 指 定 年 月 日 平成十六年一月二十六日
- 三 指 定 道 路 の 位 置 香川郡香川町大字川東下字梅香井一〇三三、一〇三四、一〇三五、
一〇三六、一〇三九及び同地先水路
- 四 指 定 道 路 の 幅 員 と そ の 延 長 幅 員 五・〇〇メートル及び六・〇〇メートル
延 長 一一・四三メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課において閲覧に供する。

●香川県告示第六十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年二月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定 番号 建築指道 第十号

二 指定 年月日 平成十六年一月三十日

三 指定道路の位置 香川郡香川町大字浅野字下実相寺三五九一一、三五九二一一、三五九三及び同地先農道

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 五・〇メートル、五・七〇メートル及び六・〇メートル

延長 一四一・八七メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課において閲覧に供する。

●香川県告示第六十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年二月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定 番号 長土指道 第二十六号

二 指定 年月日 平成十六年一月二十六日

三 指定道路の位置 東かがわ市松原字松西二九六一、二九六一二、二九七一七及び二九八一五

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・七六メートル

延長 二八・〇〇メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所総務課において閲覧に供する。

●香川県告示第六十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年二月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定 番号 善土指道 第十八号

二 指定 年月日 平成十六年一月二十三日

三 指定道路の位置 丸亀市土器町西八丁目一二一一、一三三三、一三四四、一三五六、一三三七及び同地先農道・水路

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇〇メートル、四・〇五メートル

延長 五六・五四メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県善通寺土木事務所総務課において閲覧に供する。

●香川県告示第六十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年二月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定 番号 西土指道 第七号

二 指定 年月日 平成十六年一月二十三日

三 指定道路の位置 観音寺市植田町字東下一六四五一一

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・五〇メートル

延長 八八・〇〇メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。

●香川県告示第六十四号

昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部を次のように改正し、平成十六年二月九日から施行する。

平成十六年二月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

三 収納代理金融機関 2 収納代理金融機関の名称並びに店舗の名称及び位置の表高
松信用金庫の項を次のように改める。

| | | |
|--------|--|-------|
| 高松信用金庫 | | |
| 三本松支店 | | 東かがわ市 |
| 空港口支店 | | 香川町 |
| 宮脇支店 | | 高松市 |
| 太田支店 | | 高松市 |
| 一宮支店 | | 高松市 |
| 仏生山支店 | | 高松市 |
| 今里支店 | | 高松市 |
| 湯元支店 | | 高松市 |
| 弦打支店 | | 高松市 |
| 伏石支店 | | 高松市 |
| 元山支店 | | 高松市 |
| 木太支店 | | 高松市 |
| 屋島支店 | | 高松市 |
| 広場支店 | | 高松市 |
| 花園支店 | | 高松市 |
| 片原町支店 | | 高松市 |
| 八本松支店 | | 高松市 |
| 西通町支店 | | 高松市 |
| 栗林支店 | | 高松市 |
| 本店 | | 高松市 |

三 収納代理金融機関 2 収納代理金融機関の名称並びに店舗の名称及び位置の表さぬき信用金庫の項を削る。

| | | |
|--------|--|------|
| 城東支店 | | 丸亀市 |
| 金蔵寺支店 | | 善通寺市 |
| 多度津支店 | | 多度津町 |
| 琴平支店 | | 琴平町 |
| 善通寺支店 | | 善通寺市 |
| 丸亀中央支店 | | 丸亀市 |
| 丸亀支店 | | 丸亀市 |
| 城西支店 | | 丸亀市 |
| 宇多津支店 | | 宇多津町 |
| 鴨川支店 | | 坂出市 |
| 坂出東支店 | | 坂出市 |
| 志度支店 | | さぬき市 |
| 坂出支店 | | 坂出市 |
| 土庄支店 | | 土庄町 |
| 三木支店 | | 三木町 |
| 国分寺支店 | | 国分寺町 |

公 告

●香川県公告第六十七号
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十六年三月二十七日まで縦覧に供する。

平成十六年二月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十六年一月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人障害児者ゴーゴースタム

香川 司恵

仲多度郡満濃町大字四條五二九番地三

三 定款に記載された目的

この法人は、香川県下の心身障害児者とその家族や関係機関に対し、地域社会に根ざした支援・啓発・啓蒙に関する事業を行い、福祉の向上・増進に寄与することを目的とする。

●香川県公告第六十八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。ただし、特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項第一号から第五号までに該当するものを除く。

平成十六年二月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 定期検査の対象となる特定計量器

非自動ばかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

二 定期検査を行う区域、期日及び場所
別表のとおり

別 表

| 検 査 区 域 | 検 査 日 時 | | 検 査 場 所 |
|------------|----------|-------------|-------------|
| 塩 江 町 | 4月12日(月) | 10:00~14:00 | 塩江町役場塩江支所 |
| | 4月13日(火) | 10:00~11:30 | 塩江町役場上西支所 |
| | | 13:00~15:00 | 塩江町役場 |
| 香 南 町 | 4月14日(水) | 10:00~15:00 | 香南町中央公民館 |
| 香 川 町 | 4月15日(木) | 10:00~11:30 | 香川町浅野公民館 |
| | | 13:00~15:00 | 香川町大野公民館 |
| | 4月19日(月) | 10:00~15:00 | 香川町役場 |
| 直 島 町 | 4月20日(火) | 10:00~11:30 | 直島町東部公民館 |
| | | 13:00~13:50 | 直島町西部公民館 |
| 牟 礼 町 | 4月21日(水) | 10:00~15:00 | 牟礼町役場 |
| 庵 治 町 | 4月22日(木) | 10:30~11:30 | 庵治町大島青松園 |
| | 4月23日(金) | 10:00~15:00 | 庵治町役場 |
| 三 木 町 | 4月26日(月) | 10:00~11:30 | 香川県農協神山支所 |
| | | 13:00~15:00 | 香川県農協井戸支所 |
| | 4月27日(火) | 10:00~11:30 | 三木町役場田中出張所 |
| | | 13:00~15:00 | 三木町池戸商工センター |
| | 4月28日(水) | 10:00~15:00 | 三木町福祉センター |
| 香川郡・木田郡再検査 | 5月10日(月) | 10:00~12:00 | 香川県計量検定所 |

●香川県公告第六十九号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条で準用する同法第十四条第一項の規定により、坂出市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条で準用する同法第十四条第三項に基づき公示する。

平成十六年二月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 作業種類 公共測量（出来形確認測量）

二 作業期間 平成十六年二月十三日から同年三月二十日まで

三 作業地域 坂出市駒止町一丁目

●香川県公告第七十号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条で準用する同法第十四条第二項の規定により、飯山町長から次の公共測量を平成十五年六月二十八日終了した旨の通知があったので、同法第三十九条で準用する同法第十四条第三項に基づき公示する。

平成十六年二月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 作業種類 公共測量（出来形確認測量）

二 作業期間 平成十五年四月二十五日から同年六月二十八日まで

三 作業地域 綾歌郡 飯山町東坂元

●香川県公告第七十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年二月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

綾歌郡宇多津町字平山二七〇八一三、二七〇八一二〇、二七〇八一二二及び坂出市坂

出町字北谷乙三一四一五

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高松市朝日町四丁目一番五九号

三木鋼業株式会社 代表取締役 三木秀雄

教育委員会告示

●香川県教育委員会告示第一号

香川県美術展覧会規則（昭和五十二年香川県教育委員会規則第一号）第十四条の規定により、第六十九回香川県美術展覧会の会場、会期その他の出品に関し必要な事項を次のとおり告示する。

平成十六年二月六日

香川県教育委員会

一 会場

香川県文化会館（高松市番町一丁目一〇番三九号）

二 会期

前期（第二部 洋画、第三部 彫刻、第四部 工芸） 平成十六年五月二十九日（土曜日）から同年六月十三日（日曜日）まで（月曜日休館）

後期（第一部 日本画、第五部 書、第六部 写真） 平成十六年六月十九日（土曜日）から同年七月四日（日曜日）まで（月曜日休館）

三 観覧時間

午前九時から午後五時まで（入館は午後四時三十分まで）。ただし、金曜日は午前九時から午後七時三十分まで（入館は午後七時まで）

四 出品することができる作品

出品することができる作品は、その出品しようとする者が制作したもので、公募その他の展覧会に出品又は陳列したことの無いものとする。ただし、高等学校以下の生徒等の作品は、出品することができない。

五 作品の点数

全部門を通じ、一人一点とする。

六 作品の大きさ及び重量

第一部 二〇号以上一〇〇号以内。ただし、横幅一三〇・三センチメートル以内（屏風の場合、第五部に準ずる。）

第二部 二〇号以上一〇〇号以内。ただし、横幅一三〇・三センチメートル以内（版画の場合は、二〇号未満も可とする。）

第三部 高さ二メートル以内、最長部の長さ二メートル以内、占有面積二・二五平方

メートル以内及び重量二〇〇キログラム以内

第四部 立体 一辺六〇センチメートルの立方体以内

壁面 縦横ともに、一・八二メートル以内

棚・衝立 幅一・五二メートル以内及び重量五六キログラム以内

立体作品の場合は、出品申込書の裏面に作品の前後が分かるようなレイアウト、写真等をはり付けることができる。

第五部 仕上り寸法縦二・一メートル以内及び横一・八二メートル以内。ただし、面

積一・五平方メートル以内及び重量二五キログラム以内(卷子本・帖しよの場合は、縦四〇センチメートル以内。横は自由とする。)

第六部 モノクローム又はカラー(プリントに限る。)

単写真 半切(実画面の長辺四〇センチメートル)以上全倍まで。ただし、

仕上り寸法長辺一・一メートル以内及び短辺〇・八メートル以内。

木製パネル張り又はマットパネル張りにすること。(額装不可)

組写真 仕上り寸法長辺一・八メートル以内及び短辺〇・九メートル以内。

木製パネル張り又はマットパネル張りにすること。(額装不可)

組写真の場合は、出品申込書の裏面にレイアウトを記入すること。

七 作品の搬入

場所 香川県文化会館

期間 平成十六年五月十四日(金曜日)から同月十六日(日曜日)まで

時間 午前九時から午後四時まで

作品を出品しようとする者は、作品を搬入するときに、出品申込書(別記様式)及び返信用封筒(八〇円切手をはり、あて先を明記した縦二三・五センチメートル、横一二センチメートルの定形内封筒)を提出すること。

出品申込書交付場所

香川県文化会館、香川県教育委員会事務局文化行政課及び各教育事務所

高松市教育委員会事務局文化振興課、丸亀市教育委員会事務局文化課、坂出

市教育委員会事務局社会教育課、善通寺市教育委員会事務局文化振興室、観音寺市

教育委員会事務局生涯学習課、さぬき市教育委員会事務局生涯学習課及び東かがわ

市教育委員会事務局生涯学習課

八 鑑査及び審査結果発表の日時及び場所
高松市美術館、坂出市民美術館、丸亀市猪熊弦一郎現代美術館及び善通寺市美術館
平成十六年五月二十六日(水曜日) 午前十時 香川県文化会館

九 作品の返還

場所 香川県文化会館

期間 陳列しない作品 平成十六年五月二十八日(金曜日)から同年六月三日(木曜

日)まで

前期に陳列する作品 平成十六年六月十四日(月曜日)から同月二十日(日曜

日)まで

後期に陳列する作品 平成十六年七月五日(月曜日)から同月十一日(日曜

日)まで

時間 午前九時から午後五時まで

返還期間経過後は、作品管理の責めを負わない。

十 その他

詳細については、香川県文化会館(電話〇八七―八三―一八〇六)に問い合わせること。

別記様式

第69回 香川県美術展覧会出品申込書

| | |
|-----------|------------------------|
| ※ 受付番号 | 第 部 第 番 |
|-----------|------------------------|

| | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|-------------------------------------|----|----|---|-------------|---------------------|-----------------------|-------|---|
| ふりがな | | | | | ふりがな | | | 年 齢 | 歳 |
| 氏 名 | | | | | 作家名 (雅号) | | | | |
| 住 所 | 〒 — 連絡先 TEL () — | | | | | | 性 別 | 男 ・ 女 | |
| ふりがな | | | | | | | | | |
| 作 品 名 | | | | | | | | | |
| 規 格 等 | たて | よこ | 奥行 | 号 | 書 | 漢字 篆刻 仮名 その他 | | | |
| | cm | cm | cm | | | 近代詩(調和体) 前衛() | | | |
| | 重量 | kg | | | | 写真 | 単・組()枚、モノクロ・カラー | | |
| 材質 | | | | | | | | | |
| 略 歴 | 県展出品歴の有無 (有・無) 県展入選歴の有無 (有・無) | | | | | | | | |
| 制 作 意 図 (書の場合は 必ず釈文を記 入のこと。) | | | | | | | | | |

(注) ※印以外は出品者において楷書^{かい}で記入すること。

人事委員会規則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則をここに公布する。

平成十六年二月六日

香川県人事委員会委員長 武田 安紀彦

香川県人事委員会規則第一号

一般職の任期付職員の採用等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年香川県条例第六十一号。以下「条例」という。)第四条第二項及び第四項並びに第八条の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定めた採用の公正の確保)

第二条 任命権者は、条例第二条第一項又は第二項の規定により職員を選考により任期を定めて採用する場合には、性別その他選考される者の属性を基準とすることなく、及び情実人事を求める圧力又は働きかけその他の不当な影響を受けることなく、選考される者について従事させようとする業務に必要とされる専門的な知識経験又は優れた識見の有無をその者の資格、経歴、実務の経験等に基づき経歴評定その他客観的な判定方法により公正に検証しなければならない。

(特定任期付職員の号給の決定)

第三条 特定任期付職員(条例第四条第一項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。)の同項の給料表の号給は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は、次のとおりとする。

- 一 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 一号給
- 二 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 二号給
- 三 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従

事する場合 三号給

四 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 四号給

五 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 五号給

六 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 六号給

七 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 七号給

(特定任期付職員業績手当)

第四条 条例第四条第四項の規定による特に顕著な業績を挙げたかどうかの判断は、同条第二項又は第三項の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして行うものとする。

第五条 特定任期付職員業績手当は、十二月一日(以下「基準日」という。)に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間(特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間)にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、当該基準日の属する月の期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十八年香川県人事委員会規則第二十号)第十五条に規定する期末手当の支給日に支給することができる。

(一般任期付職員の級別資格基準表の適用方法等)

第六条 条例第二条第二項の規定により任期を定めて採用された職員(条例第四条第一項に規定する企業職員を除く。以下「一般任期付職員」という。)については、その者が有する専門的な知識経験、従事する業務等に照らして、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和六十年香川県人事委員会規則第十号。以下「初任給規則」という。)別表第八から別表第十四まで及び公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和四十六年香川県教育委員会規則第二号。以下「学校職員初任給規則」という。)別表第二の級別資格基準表(以下「級別資格基準表」という。)の試験欄の「正規の試験」又は職種欄の区分のうち、当該正規の試験又は職種に対応する区分を適

用する。

2 一般任期付職員に対して、初任給規則第十条第一項第二号又は学校職員初任給規則第九条第一項の規定を適用する場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、級別資格基準表に定める必要経過年数に百分の八十以上百分の百未満の割合を乗じて得た年数をもって、級別資格基準表の必要経過年数とすることができ、(一般任期付職員の給料月額決定等)

第七条 新たに一般任期付職員となった者の給料月額及びこれに係る次期昇給予定の時期は、採用の日の前日から、級別資格基準表を適用する場合における当該職員の経過年数に相当する期間をさかのぼった日に採用され、引き続き在職したものとみなして、当該さかのぼった日において、初任給規則別表第十八から別表第二十四まで又は学校職員初任給規則別表第六の初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)を適用して得られる初任給(前条第一項の規定の適用を受ける職員にあっては、同項の規定による級別資格基準表の区分と同一の初任給基準表の試験欄又は職種欄の区分を適用して得られる初任給)を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に当該採用の日に受けることとなる給料月額及びこれに係る次期昇給予定の時期の範囲内で決定することができる。

(初任給規則等の規定の適用に関する読替え)

第八条 前条の規定の適用を受ける一般任期付職員については、初任給規則第九条第一号中「第十七条第一号又は第二号に該当し、同条」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する規則(平成十六年香川県人事委員会規則第一号)第七条」と、初任給規則第二十五条第一項第二号中「第十七条」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する規則第七条」と、学校職員初任給規則第八条第一号中「第十六条第一号に該当し、同条」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する規則(平成十六年香川県人事委員会規則第一号)第七条」と、学校職員初任給規則第二十四条第一項第二号中「第十六条」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する規則第七条」として、これらの規定を適用する。

(雑則)

第九条 この規則に定めるもののほか、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

平成十六年二月六日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています